

転出

に関するおもな手続き

※1 税・社会保障関係の手続きで「マイナンバー」マークのあるものは、「マイナンバー（個人番号）」と「※3 本人確認書類」が必要です。（マイナンバーは「マイナンバーカード」「マイナンバー記載の住民票の写し」で確認できます。）
※2 出張所マークのあるものは、聖蹟桜ヶ丘駅出張所・多摩センター駅出張所でも手続きできます。（平日のみ）

	済	該当	1 手続きが必要なかた	2 手続き	3 必要なもの ※1	4 受付窓口※2	便利 な本 ※4
住所 戸籍			マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カードのいずれかをお持ちの方	転出先でカードの住所変更		市民課 (本庁舎 1 階) 出張所	P42
			申請したマイナンバーカードを受け取っていない方	転出先で再申請が必要です	※転出先の市区町村にお問い合わせください		P43
			印鑑登録をしている方	転出予定日で自動的に登録廃止になります	(特になし)		P44
保険 年金			国民健康保険に加入している方	・国民健康保険の脱退 ・保険証等の返却	・国民健康保険証 ・高齢受給者証（70 歳から 74 歳までの方）	市民課 (本庁舎 1 階) 出張所	P58
			→ 修学のために転出する方	転出先で引き続き多摩市の保険証を使う手続き	在学証明書・国民健康保険証 マイナンバー		P58
			→ 住所地特例に該当する施設（児童福祉施設や介護保険施設等）に住所を移す方	転出先で引き続き多摩市の保険証を使う手続き	在園証明書・国民健康保険証 マイナンバー		P58
			後期高齢者医療制度に加入している方（75 歳以上または一定の障害がある 65 歳以上の方）				P70
			→ 都内へ転出する方	特になし（旧保険証は新住所地で返却）			P70
			→ 都外へ転出する方	後期高齢者医療負担区分等証明書の受取 ※転出先へ提出してください	後期高齢者医療保険証		P70
			→ 都外の住所地特例に該当する施設（介護保険施設など）に住所を移す方	転出先で引き続き東京都後期高齢者医療広域連合の保険証を使う手続き	後期高齢者医療保険証 マイナンバー	保険年金課 (本庁舎 1 階)	P70
			各種認定証をお持ちの方	各種認定証の返却	・限度額適用認定証　・限度額適用・標準負担額減額認定証　・特定疾病療養受療証　など		P59 P71
			国民年金に加入中の方	国民年金の住所変更	※マイナンバーが付番されている方は原則手続き不要		P56
			海外へ出国する方の年金	国民年金に加入中の方は、転出日の翌日で資格喪失となります	※国民年金に加入中の方は、手続き不要 ※厚生年金・共済年金に加入中の方は勤務先、第 3 号被保険者の方は配偶者の勤務先へ　※農業者年金の方は農協へ		P56
			→ 国民年金の任意加入を希望する方 （日本国籍の方のみ）	転出届出後に国民年金の任意加入手続き ※国内協力者(親族等)を指定していただきます	・基礎年金番号又はマイナンバーがわかる書類 ・口座振替を希望の場合は通帳、金融機関の届出印 ・厚生年金を喪失して任意加入する場合は離職票等の資格喪失日がわかるもの		P56
			→ 年金を受給中の方	年金事務所ににご相談ください	府中年金事務所（府中市府中町 2-12-2 電話 042-361-1011）		P56
			→ 年金に加入していた外国人の方	脱退一時金を請求できる場合があります。年金事務所に ご相談ください			P56
高齢			65 歳以上または要介護認定を受けている方	・介護保険証などの返却 ・介護保険受給資格証明書の受け取り ※転出先へ提出してください	介護保険証など（お持ちの方は、介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証）	介護保険課 (本庁舎 1 階)	P75
			→ 住所地特例に該当する施設（介護保険施設など）に転出する方	手続きは不要　（後日新しい介護保険証を転出先等に郵送）			P75
			(参考) 東京都シルバーパスをお持ちの方	東京都内に転出した場合は、新しい住所を東京バス協会(電話 03-5308-6950)へご連絡ください。ご連絡がないと、更新のお知らせが届かなくなります。 東京都外に転出する場合は、下記シルバーパス常設窓口にご返却ください。20,510 円券は、負担金の一部について返還金が発生する場合があります。詳しくは東京バス協会(電話 03-5308-6950)へお問合せください。 ・京王電鉄バス桜ヶ丘案内所（関戸 1-10-10 聖蹟桜ヶ丘駅西口）電話 042-375-1515 ・京王バス多摩営業所（南野 1-1-1）電話 042-357-0031		高齢支援課 (本庁舎 1 階)	P78
障がい			障害や難病に関わる各種手当・医療費助成を受けている方	受給資格の変更・喪失	※お問い合わせください	障害福祉課 (本庁舎 1 階)	P62 P84
			交通費助成（ガソリン費・タクシー費）やその他障害福祉関連の助成等を受けている方	資格の喪失・受給資格の喪失等	※お問い合わせください		P82
こども			小学生 ・ 中学生のお子さんがいる方	転校の手続き			P69
			→ お子さんが今の学校に引き続き在籍する	区域外就学の手続き	(特になし)	学校支援課 (ヘルプ永山 4 階)	P72
			→ お子さんが新しい学区の学校に転校する	在籍校で転校手続き	(特になし)	在籍校	P72
			学童クラブに入所しているお子さんがいる方	退所手続き　※お子さんが今の学校に引き続き在籍する場合はお問い合わせください	学童クラブ退所届	児童青少年課 (本庁舎 4 階)、 在籍の学童クラブ	P70
			0 歳～高校生等のお子さんがいる方				－
			→ 児童手当を受給している方	児童手当・特例給付 受給事由消滅の手続き ※公務員世帯の方は勤務先にお問い合わせください	※転出先での申請遅れに注意してください ※お問い合わせください		P66
			→ 児童手当の対象児童が転出した方	住所変更、別居児童に関する監護事実の申立	児童のマイナンバー		P66
			→ 子ども医療費受給者証をお持ちの方	受給者資格変更または喪失の手続き	子ども医療費受給者証		P68
			ひとり親の制度（児童扶養手当・児童育成手当・ひとり親医療費等助成制度のいずれか）を受けている方	各制度の変更・喪失の手続き	児童扶養手当証書・ひとり親医療費助成医療証 ※お問い合わせください	子ども・若者政策課 (本庁舎 4 階)	P66 P90 P91
			保育園に入園・申請しているお子さんがいる方	退園手続き または 申請取下げの手続き	※お問い合わせください		P71
			幼稚園に入園しているお子さんがいる方	住所変更	※お問い合わせください		P71
			母子・父子・女性福祉資金を借用している方	異動の手続き	※お問い合わせください		P90
			東京都外への転出で、妊娠中の方	多摩市の妊婦健康診査受診票は使えなくなりますので、転出先で手続きしてください ※転出先で、多摩市の妊婦健康診査受診票とさしかえになることがありますので、廃棄しないようご注意ください ※東京都内は、多摩市で交付した受診票が使用できます。		健康センター	P63

※3 本人確認書類について・・・本人確認書類として、次の書類（原本）のいずれかを提示してください。（有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りします。）1 点で確認できるもの〔マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書〕　2 点必要なもの〔健康保険証、年金手帳、介護保険証など〕　**代理人の方が手続きするときは**・・・①代理人の方の本人確認書類、②委任状（委任者本人が署名したもので、作成日から 3 ヶ月以内のもの）を確認させていただきます。また、委任状に不備があると受付できない場合があります。ため、委任する権限を明確にご記入ください。③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー（個人番号）をご提示いただきます。
※4 「便利な本」とは・・・「多摩市の便利な本」のことで、多摩市民の皆さまのくらしの手引きとなるような行政情報や詳細な地図を掲載しています。この一覧では「多摩市便利な本 2023 年版」のページ数を記載しています。

済	該当	1 手続きが必要な方	2 手続き	3 必要なもの	4 受付窓口	便利な本
---	----	------------	-------	---------	--------	------

税・料金

		上下水道の使用をやめる方	使用中止届 (ご解約)	※東京都水道局多摩お客さまセンターへお問い合わせください。 東京都水道局多摩お客さまセンター 電話 0570-091-100(ナビダイヤル)		P47
		転出される方等で納税管理人を定める方	納税管理人の選任	※お問い合わせください	課税課 (本庁舎 2 階)	—
		原動機付自転車(125cc 以下のバイク)、ミニカー、小型特殊自動車を所有している方	廃車等手続き	※お問い合わせください		P55
		軽二輪、二輪の小型(125cc 超のバイク)を所有している方	※詳しくは東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所でご相談ください 東京運輸支局 多摩自動車検査登録事務所 国立市北 3-30-3 電話 050-5540-2033			P55
		軽三輪、軽四輪自動車を所有している方	※詳しくは軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所でご相談ください 軽自動車検査協会 東京主管事務所多摩支所 府中市朝日町 3-16-22 電話 050-3816-3104			P55
		未納となっている税金等のご相談	納付相談	本人確認書類	納税課(本庁舎 2 階) 保険年金課 (本庁舎 1 階)	P50

その他

		市営住宅の入居者	市営住宅の退去手続き	住宅の検査や住宅及び駐車場返還届、保証金の清算手続きが必要です。まずはお電話でご確認ください	都市計画課 (東庁舎 2 階)	P50
		粗大ごみの処分が必要な方	戸別収集・清掃工場への持込みの申し込み	※粗大ごみ電子申請 https://logoform.jp/form/4N4o/tamasodai ※粗大ごみ専用ダイヤル 042-375-9713	エコプラザ多摩	P96
		大気汚染医療費助成 マル都医療券をお持ちの方で東京都外に転出の場合	資格喪失の手続き	マル都医療券	福祉総務課 (本庁舎 2 階)	P62
		健康診断受診票をお持ちの方(被爆二世の方)で都外転居をする方	健康診断受診票の返還	※お問い合わせください		—
		国外転出の届出をされた方で、国外等から衆・参議院議員選挙への投票を希望する方 ※満18歳以上で多摩市の選挙人名簿に登録されている方	・在外選挙人名簿登録移転申請 (申請できる期間は転出届出日から転出予定日まで) ※出国後在外公館で手続きが必要	・在外選挙人名簿登録移転申請書 ※本人の署名、本籍、旅券番号の記載が必要 ・顔写真付きの本人確認書類 ※代理人による申請の場合 上記の書類に加え、代理人の本人確認書類、申出書 (申請者本人の署名が必要)	選挙管理委員会 事務局 (東会議室棟 1 階)	P86



多摩市役所

〒206-8666 東京都多摩市関戸 6-12-1

市役所代表電話 042-375-8111

開庁時間 あさ 8 時 30 分～夕方 5 時
(土曜・日曜・祝日、年末年始の閉庁日はお休み)

※出張所は、聖蹟桜ヶ丘駅出張所と多摩センター駅出張所2か所です。曜日により取扱い業務が異なります。

2024 年 6 月 発行 2024 年 10 月 改定

手続きチェックリスト

転出

※保険証は、令和 6 年 1 2 月 2 日以降従来の保険証のほかに
「資格確認書」または「資格情報のお知らせ」も該当します

これから他の市区町村へお引越しを予定されている方へ

これまでありがとうございました

まずはじめにする手続きは、**転出届**を 市民課(本庁舎 1 階) または 出張所 へ提出

※引っ越しが決まったら届け出てください

《届出できる人》

- ご本人または世帯主
- 代理人(委任状が必要)

《届出に必要なもの》

- 本人確認書類
- 委任状(代理人)
- 国民健康保険被保険者証
- 後期高齢者医療被保険者証
※都外に転出する場合には保険年金課へ
- 介護保険被保険者証
※認定を受けている方は介護保険課へ
- 乳医療証
- 子医療証
- 印鑑登録証(市民カード)
- 在留カード
- 特別永住者証明書
※3～10 はお持ちの方のみ

転出届における本人確認書類とは・・・

市役所での手続きの際は本人確認をいたします。
つぎの本人確認書類 (原本) の提示が必要です。
※有効期間があるものは、その有効期間内のものに限りです。

1 点で確認できるもの・・・〔マイナンバーカード、運転免許証、運転経歴証明書(H24.4.1 以降発行のもの)、パスポート、障害者手帳など官公庁が発行する顔写真付きの免許証・証明書〕

2 点必要なもの・・・〔健康保険証、年金手帳、介護保険証、顔写真付きの社員証、学生証など〕

代理人の方が手続きするときは・・・

- ①代理人の方の本人確認書類の提示が必要です。
- ②委任者本人が署名した委任状をご持参ください。(※本人が署名できない事情があるときは、事前にご相談ください。)
・委任状に不備があると受付できない場合があります。委任する権限を明確にご記入ください。
・委任状の有効期限は作成日から 3 ヶ月です。
・多摩市公式ホームページから委任状の様式をダウンロードできます。
- ③マイナンバーの対象手続きの場合は、手続きの対象となる方のマイナンバー (個人番号) をご提示いただきます。

関連する手続きは内側にあります

必要な書類がそろわない場合は、
後日あらためてご来庁いただく場合があります